

大分大学大学院教育学研究科教員選考規程

平成28年4月1日制定
平成28年教育学研究科規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）における国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「法人規程」という。）第2条の規定に基づく研究科における教員選考については、法人規程に定めるもののほか、この規程に基づき定める。

(任用計画)

第2条 本研究科の教員の任用計画は、大分大学大学院教育学研究科コース代表者会議が管理するものとし、任用の必要が生じた都度、研究科委員会の議を経て選考を実施するものとする。

(選考基準)

第3条 本研究科における教員の選考に必要な研究業績及び経験年数の基準は、法人規程別表に定めるもののほか、原則として、次のとおりとする。

| 職 位 | 研 究 業 績 | 経 験 年 数 |
|-----|-------------------------------|------------|
| 教 授 | 著書・学術論文20編程度 (数学分野は、10編程度) | 大学卒業後17年程度 |
| 准教授 | 同 10編程度 (数学分野は、5編程度) | 大学卒業後7年程度 |
| 講 師 | 同 5編程度 | 大学卒業後4年程度 |
| 助 教 | 同 1編程度 | |

- 2 学術論文には、学会等の審査制度（レフェリー制度）を経た論文又は全国的な学術誌若しくは学術書に掲載された論文が、文系にあつては教授5編程度、准教授2編程度、理系にあつては教授7編程度、准教授3編程度を含むものとする。ただし、数学分野にあつては教授4編程度、准教授3編程度とする。
- 3 実技系は、相当の社会的評価のある音楽会、展覧会、体育大会等において発表された演奏、作品、競技歴等をもって前二項の研究業績に代えることができるものとし、研究業績及び経験年数の基準については、各専門分野において別に定めることができるものとする。
- 4 第1項の研究業績には、研究が継続されていることを示す最近3年以内における業績が含まれているものとする。
- 5 単著の著書及び訳書は、最大限論文3編に相当するとみなすことができるものとする。
- 6 理系にあつては、原則として、博士の学位を有するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、専攻分野についての高度な知識及び実務的な経験を有する者又は人事交流により任用する者については、法人規程別表に定める、実務経験、業績等を総合して研究業績に代えることができるものとする。

(選考方法)

第4条 教員の任用は、公募によって行うものとする。ただし、特別の理由があると研究科委員会が認めた場合は、所定の手続を経て、非公募によって行うことができる。

(選定委員会)

第5条 法人規程第5条に規定する選定委員会の委員は、配置を予定するコースが、選定委員候補者として3人を研究科委員会に推薦し、審議の上、選出するものとする。

- 2 選定委員会は、公募要領を作成し、コース代表者会議の審議を経て、研究科長名義で公募を行うものとする。
- 3 選定委員会は、公募要領及び第3条の規定により、応募者の中から任用候補者（以下「候補者」という。）を2人又は3人選定し、別に定める様式により研究科長に推薦するものとする。
- 4 選定委員会は、原則として前項に規定する候補者を必要数選定できなかった場合は、再公募

等の措置を講ずるものとする。

- 5 選定委員会は、特別の理由により、非公募により候補者を選定する必要があると認めるときは、理由を付して研究科長に報告するものとする。
- 6 研究科長は、前項の報告があったときは、コース代表者会議で検討の後、研究科委員会に付議し、審議の上、取扱いを決定するものとする。
- 7 選定委員会は、研究科委員会が非公募により候補者を選定することを認めるときは、候補者1人を選定し、別に定める様式により研究科長に推薦するものとする。

(昇任の場合の候補者の推薦)

- 第6条 昇任により教員を任用するときは、昇任を希望する教員が、資格審査資料を添えてコースの代表教員に申し出るものとする。
- 2 コース代表教員は、前項の申し出があったときは、コースの会議で検討し、資格審査を行うことが適当であると認めるときは、別に定める様式に資格審査資料を添えて、研究科長に推薦するものとする。

(審査委員会)

- 第7条 法人規程第9条に規定する審査委員会は、研究科長を含む5人によって構成し、任用予定コースから審査委員候補者として、原則として当該コースから2人、関連コースから2人を研究科委員会に推薦し、審議の上、決定するものとする。
- 2 審査委員会は、候補者の研究能力及び教育能力等について審査し、任用適格者1人を決定し、その審査結果を研究科委員会に報告するものとする。
 - 3 選定委員会が選定した候補者の審査は、書類審査及び面接を実施するものとする。
 - 4 非公募によって行う審査の場合は、書類審査及び面接を実施するものとする。
 - 5 昇任の場合の審査は、書類審査を実施するものとする。

(資格審査の特例)

- 第8条 教育学研究科の資格審査のうち、所属する学部の講座と教育学研究科のコース・分野が同一の専門分野のときは、学部の審査と同時に審査を行い、大分大学教育学部教員選考規程(平成28年教育学部規程第10号)第7条に規定する審査に基づき選考された場合は、研究科委員会における資格審査を省略して、担当の可否を審議するものとする。

(資格審査資料)

- 第9条 資格審査資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、昇任の場合は、第1号から第5号までに掲げる資料とする。
- (1) 資格審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 調査書
 - (4) 著書、論文、口頭発表の要旨、作品及び記録等の実物、又は別刷等
 - (5) 著書、論文等の要旨
 - (6) 最終学歴証明書又は学位取得証明書
 - (7) その他選定委員会が必要と認める書類

(雑則)

- 第10条 この規程の定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。